

平成22年第2回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成22年6月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成22年6月14日	13時30分	議長	酒井恵明	
	閉会	平成22年6月14日	14時50分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	2番	重松一徳	3番	後藤信八		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 古賀敏夫		（係長） 鶴田しのぶ		（書記） 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一	税務住民課長	重松俊彦		
	教育長	松隈亞旗人	健康福祉課長	眞島敏明		
	会計管理者	平野勉	こども課長	内山敏行		
	総務課長	小野龍雄	農林環境課長	吉浦茂樹		
	企画政策課長	岩坂唯宜	まちづくり推進課長	大久保敏幸		
	財政課長	安永靖文	教育学習課長	毛利俊治		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 総務常任委員長報告（付託議案第33、34、35、39号議案）           |
| 日程第 2 | 文教厚生常任委員長報告（付託議案第36、39、40、41号議案）         |
| 日程第 3 | 産業環境常任委員長報告（付託議案第39、42号議案）               |
| 日程第 4 | 総務常任委員会・産業環境常任委員会連合審査委員長報告（付託請願第1号）      |
| 日程第 5 | 議会運営委員長報告（付託請願第2、3、4号）                   |
| 日程第 6 | 所管事務等の調査について（総務・文教厚生・産業環境各常任委員会、議会運営委員会） |

～午後1時30分 開議～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る10日より休会中の本会議を開会いたします。

日程第1～5 総務常任委員長報告～議会運営委員長報告

議長（酒井恵明君）

日程第1．総務常任委員長報告、日程第2．文教厚生常任委員長報告、日程第3．産業環境常任委員長報告、日程第4．総務常任委員会・産業環境常任委員会連合審査会委員長報告、日程第5．議会運営委員長報告を一括議題といたします。

まず最初に、総務常任委員長の審査報告を求めます。原総務常任委員長。

総務常任委員長（原 三夫君）（登壇）

総務常任委員会審査報告を申し上げます。

第33号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

第34号議案 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

第35号議案 基山町職員の給与に関する条例の一部改正について

第39号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第2号）中付託分

（歳入全般及び歳出1款、2款、7款、9款、14款）

本委員会は、6月9日付に付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第33号議案、第39号議案に対する審査の経過は、次のとおりであります。

記

第33号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

一部改正の概要についてたゞしましたところ、第1に、深夜勤務時間、時間外勤務の制限を設け、3歳までの子を養育する職員から時間外免除の請求が出た場合は免除する。第2に、出産補助休暇について、産後14日以内に2日間取得できるのを、産前8週間、産後8週間の間に5日間取得できるように改正する。第3に、就学時前の子を養育する職員の看護休暇については、負傷、疾病について年に5日間を、病気の予防を含めて、子が1人の場合は年に5日間、2人以上の場合は10日間に改正する。第4、短期介護休暇を創設し、配偶者、父母、

子等の介護や通院のために年に5日、2人以上の場合は10日取得することができるようにするとの説明を受けました。

子育て支援は社会的要請が多く、休暇等を取得できる体制を確立するよう要望いたしました。

第39号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第2号）中付託分

（歳入全般及び歳出1款、2款、7款、9款、14款）

（歳出）

7款1項1目13節

商店街等等活性化事業委託料2,405千円についてただしたところ、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の事業として基山町商工会に委託し、2名を雇用して取り組むものであり、消費の町外流出の防止を目的に、新しく切りかえたポイントカードの内容を分析し、消費動向を把握して、地元消費拡大対策と商店街活性化を図るものである。また、雇用は6カ月であるが、延長も可能であるとの説明を受けました。

以上で総務常任委員会の審査報告を終わります。皆様方、各議員におかれましては、当委員会の報告どおり御賛同いただきますようよろしくお願い申しまして、委員長報告を終わります。

議長（酒井恵明君）

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。平田文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（平田通男君）（登壇）

文教厚生常任委員会審査報告を行います。

第36号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について

第39号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第2号）中付託分

（歳出3款、4款、10款）

第40号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

第41号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月9日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第36、第39、第41号議案に対する審査の経過は次のとおりでございます。

記

第36号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について

一般質問の中で、基山町の国保税が県下で一番高いことがわかりました。国民健康保険特別会計の健全運営のため、十分な審議を段階的に進め、国民健康保険運営協議会で十分審議されるよう要望いたしました。

第39号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第2号）

（歳出）

3款2項1目13節

放課後児童クラブの指導員主任制度については、9月議会に向けて検討を進めるよう要望いたしました。

また、ひまわり館の消防設備保守点検委託料15千円については、来年度は一括して総務課で契約を行うとの説明を受けました。

第41号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

後期高齢者医療制度については、民主党政権下では平成24年3月31日での廃止の検討がなされているとの報告を受けました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり、十分なる審議をしていただいて賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、産業環境常任委員長の審査報告を求めます。大山産業環境常任委員長。

産業環境常任委員長（大山軍太君）（登壇）

産業環境常任委員会の審査報告を申し上げます。

第39号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第2号）中付託分

（歳出4款1項3目、6款、8款）

第42号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月9日付付託をされた上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第39、第42号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

記

第39号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第2号）中付託分

（歳出4款1項3目、6款、8款）

(歳出)

4款1項3目

一般職の給料に関連して、農林環境課の職員数と活動についてただしたところ、生活環境係と農林係で課長を含み11名となっている。また、生活環境係には、平成22年4月から平成23年3月まで緊急雇用創出事業により4人の雇用を行い、ごみの不法投棄パトロール、林道清掃、町有地の草刈り及び植木の剪定等を行っているとの説明を受けた。

第42号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算(第1号)

(歳出)

2款1項1目

公共下水道事業費の7,352千円の更正についてただしたところ、鳥栖市との人事交流により基山町への派遣職員1名が下水道担当となり、公共下水道一般会計と公共下水道基金に当初予算計上していた比率と同比率の額を繰り入れるものであるとの説明を受けた。

以上、当委員会の可決決定どおり議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げまして、産業環境常任委員会の審査報告を終わります。

議長(酒井恵明君)

次に、総務常任委員会・産業環境常任委員会連合審査委員長の審査報告を求めます。原連合委員長。

総務常任委員会・産業環境常任委員会連合審査委員長(原三夫君)(登壇)

請願審査報告を申し上げます。

請願第1号 神の浦ため池の環境改善に関する「町道本桜・城の上線」新設道路の見直しについて

本委員会は、3月24日付付託されました上記の請願を審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第93条の規定により報告をいたします。

記

1. 不採択とする。

2. 審査経過及び委員会の意見

平成22年4月7日と4月26日に総務常任委員会と産業環境常任委員会の連合審査会を開催いたしました。4月7日は審査会と執行部合同で現地調査を行い、神の浦ため池や道路計画地周辺の確認を行いました。4月26日には紹介議員の出席を求め、請願の趣旨の真意を確認

いたしたところであります。

神の浦ため池の埋め立てについては、以前から10区より要望がなされておりました。その主な理由として、環境衛生の保持、のり面崩壊防止等であります。ため池の埋め立てに当たっては、既存の道路では幅員も狭く、既存道路を使って埋め立てを行うと日常生活に多大な支障を生ずることから、新たな道路が必要である。仮設道路と新設道路を比較すると、仮設道路の場合は工事費の全額が町負担となり、新設道路の場合は国庫補助が2分の1あり、財政負担においても軽減される。また、新設道路整備により緊急車両が通行可能になるなど、地域住民の生活向上につながると考えられます。

以上の理由から新設道路の必要性を認め、不採択といたしました。新設道路整備については、地域住民の生活に支障を生じないよう十分な配慮と対話をもって対応するよう強く要望をいたしました。

以上で報告を終わります。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

次に、議会運営委員長の審査報告を求めます。池田議会運営委員長。

議会運営委員長（池田 実君）（登壇）

審査報告を申し上げます。

請願第2号 基山町議会傍聴規則の改正について

請願第3号 インターネットを活用した情報公開について

請願第4号 基山町議会報告会について

本委員会は、3月24日付付託されました上記の請願を審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第93条の規定により報告をいたします。

#### 記

1．全件とも不採択とする。

2．審査経過及び委員会の意見

平成22年5月6日に委員会を開催し、慎重に審査を行った。

まず冒頭に、平成22年2月3日付で議長より諮問があっていた議会改革特別委員会の設置について協議し、6月議会において各常任委員会から各2名の委員を出して議会改革特別委員会を設置することを決定した。

その後、請願第2号、請願第3号、請願第4号の審査を行った結果、請願の趣旨の基本的

な方向性についての賛成意見もあったが、請願第2号については、録音や撮影の利用目的等が不明確である。請願第3号については、技術的措置、財政措置や人的措置などが不可欠であり、検討が必要である。請願第4号については、議会基本条例を制定して実施している団体もあるし、議会で具体的に検討すべきであるなどの意見が出され、議会改革特別委員会においてこれらの件も含めて協議されることから、3件とも不採択と決定した。

以上をもちまして議会運営委員会の請願審査報告を終わりますが、本委員会の決定どおり議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

以上で各委員長の審査報告はすべて終了いたしました。

これより討論、採決を行います。

第33号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第33号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第33号議案は原案どおり可決しました。

第34号議案 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第34号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第34号議案は原案どおり可決いたしました。

第35号議案 基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。ごさいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第35号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第35号議案は原案どおり可決しました。

第36号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。ごさいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第36号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第36号議案は原案どおり可決しました。

第39号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。ごさいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第39号議案を採決します。本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第39号議案は原案どおり可決しました。

第40号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第40号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第40号議案は原案どおり可決しました。

第41号議案 平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わり、第41号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第41号議案は原案どおり可決いたしました。

第42号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第42号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第42号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、請願第1号 神の浦ため池の環境改善に関する「町道本桜・城の上線」新設道路の見直しについてに対する討論を行います。

まず、反対討論のある方。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

請願第1号の不採択に反対する者として討論をいたします。

請願第1号は、平田議員と私が紹介議員ということでありました。平田議員は多分、新設道路の手順に問題があるということで紹介されたんだと思います。私はそのほかに、さらに行政の施行過程といいいますか、に疑問であるということで紹介議員になりました。

私は、この審査2回にすべて傍聴し、2回目は紹介議員の意見を求められました。今、報告にありましたように、本審査委員会は現地を視察したり紹介議員の弁明を聴取されて、よく審議されたと思うんですが、請願者の代表者の意見は聴取されませんでした。これは、十分な調査をしないで結論を急がれたと言えると思います。委員会の調査、審査については、自治法の109条に、必要であれば弁明者を呼んで聴取をすることができるというように書いてあるんですね。ただ、請願の審査というのは何だろうかと思えるんですよ。請願権というのは憲法の16条で認められている事項であります。正当な権利であります。地方自治法には、124条、125条でその手続が定められてるのは御承知のことかと思えます。本委員長は不採択という報告をされましたが、その理由を見ると行政の弁明にしかすぎません。請願に対する調査、審議における報告とは理解できない。

じゃあ、請願の調査、審議とはどういうことでしょうか。調査、審議不十分で輕易に不採択にすると、平穏になされた町民の請願あるいは発言を封じることになります。言論の自由を封じることになるものです。請願というのは、御存じのように、行政に要望書等を出して、なおかつ議会を通して再考を求めようというもんだということでありまして。請願の審査とは、じゃあ何かといいますと、その請願が事実に基づくものなのか、あるいは正当な手続を踏まれて有効なものかということ審議すべきだと私は考えてます。これは、議員必携275ページ、請願に対する調査、審議の目安として妥当性と実現の可能性ということを上げておりますね。御承知のとおりです。その請願がちゃんと手続を得たものか、正当なものかであれば、基本的にはこれは採択をして処理をすべきもんだと、こう思うんですね。それが不正当であ

ったり事実でなかったりしたら、これは議会はやはり不採択となるかと思います。

で、今回の請願はそうではない。本委員会の審議の主眼には疑義があります。委員の中には採択すべきとされた議員もおられました。また、採択のやり方ですが、採択をされる方は手を挙げてくださいと、こういうことでした。で、1名の手が挙がりました。あとは何もありません。じゃあ、採択をされなかった方が全部不採択なのか、あるいは中間の意見なのかということは決まってないんですね。こういう採択の、採択以外は不採択と結論づけた、こういう手続といいますか、これも私は疑義を持っております。このようなことで議会の信頼を失うことを恐れるわけです。ひとつ同僚議員諸兄が、請願とはいかなる性格のものか、何を審議し、どのように処理すべきかを御賢察の上、正当な御判断をいただくようお願いをして、反対討論を終わります。

議長（酒井恵明君）

反対討論がございましたので、賛成討論を求めます。重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

2番議員の重松です。神の浦ため池の環境改善に関する「町道本桜・城の上線」新設道路の見直しを求める請願書に対する委員長報告、不採択としたことに対して賛成の討論を行います。

まず最初に、請願そのものを否定するものでもありませんし、請願者の心情も理解します。しかし、神の浦ため池、町道本桜城の上線新築道路は明確な必要性がないので見直しを求めるという請願趣旨に賛同できません。明確な必要性はあります。その理由を請願理由に沿って申し上げます。もし、お手元に請願書をお持ちならば、ぜひ見ながら聞いていただきたいというふうに思っております。

まず、請願の理由の1番に、新築道路の明確な必要性がないと書かれ、7項目、その理由を上げられています。その1項目めに、10区区長から神の浦ため池の早期埋め立てと有効利用について要望したが、新築道路の要望については要望していないと書かれています。それでは、逆に埋め立てだけをして仮設道路を撤去する行政だったら、そちらのほうこそが私は問題があるというふうに思っています。先ほども委員長報告がありましたように、複合的に施策の遂行をすることにより効率的に行政を行うことは、当然当たり前のことであります。

2項目に、町の総合計画にもなく、緊急性もない道路を新築することになっているという意見が書かれています。確かに、総合計画にはありません。地域に密着した地域道路を含め

て、総合計画には載っていません。しかし、地域の実情に配慮した町道は必要です。緊急性がないという問題は何をもちて緊急性がないと判断するのか、大変難しい問題があります。農業用地としての役目を終え、西側のり面崩落の危険性、緊急車両が進入できない既存町道の問題点などを総合的に配慮していかなければならないと考えています。

3項目に、利便性を向上しないと理由を書かれています。上町から上る既存町道は勾配もきつく、降雪時には神の浦地域から車利用ができない問題。高齢化が進行する中、道幅が狭く、運転に支障を来している問題。今後介護認定者の送迎車両も大型化する中、既存道路では駐車もできない問題。これらの問題を新設道路はある程度解消してくれますし、利便性は格段に向上すると思っています。

4項目の、農道を含めると複雑六差路になり危険という問題は、当然、新築道路を設計するときには危険回避の手段を講じなければなりませんし、例えば国道34号線大木の信号を見てもらえればわかりますけども、新設道路では複雑六差路になるということで、土地を接続をして四差路になっています。そして当然、信号機の設置もされています。当然、こういう措置が必要になります。また、たんぽぽ保育園の送迎用の駐車場の問題も、今後協議していかなければならないのは当然のことです。

5項目の経費が膨大であるという意見は、神の浦ため池を町単独で埋めた場合の経費と比較して膨大になるのかという問題もあります。町が今回の道路新設により神の浦ため池を埋め立てることが経費節減になるという説明に、数値的根拠が示されていないのは問題がありますが、補助対象にしたのは経費節減になっているというふうに私は理解しています。跡地有効利用は今後10区とも相談するという事なので、協議の中で決まっていくものと思っています。

6項目の、10区の要望を具現化するため代替案が検討されていないと言われていますが、決してそうではないと思っています。ぜひ9月議会の議案審議も読んでいただきたいと思います。審議の中で、ため池を埋めるだけだったら既存町道を利用できないのか、生活道路だけの問題だったら、例えば神の浦線の拡幅もあるのではないのか、ため池を残すことも検討されたのかなどを審議しています。それについても町執行部はさまざまな検討をする中で、今回の本桜城の上線新築による神の浦ため池の埋め立ての方法がベストだとの説明があり、それについては各議員も賛成されたのだと私は理解しています。

7項目めの、大雨時の調整池としての機能を完成後にどのように担保するのか、専門家の

意見も聞くべきだとの意見は、まさにそのとおりだと思います。今後の設計段階で、大雨時の流入調整ためますの検討をしなければなりませんし、排水問題は下流地域にとっても重要な問題であり、地域住民に不安を与えないような施策は必要です。まさに今後の課題だと思っています。

次に、請願の理由の2に、手順及び住民説明が形式的であり、実態を伴っていないと上げられています。そして、3点、その理由を上げられています。

その1項目めに、道路法で示す手順で住民説明が実施されてないという意見が、今回の問題点の大変重要な部分だと思っています。それこそ執行部の対応のまずさが原因です。昨年の3月議会に当初、新設道路桜町神の浦線をまちづくり交付金を活用して新築するために、測量設計の予算計上がありました。その後、9月議会で、より補助率のよい地域活力基盤創造交付金を活用するため、町道本桜・城の上線の廃止認定を行い、これによる神の浦ため池の埋め立ても行うことに変更し、先ほど述べましたように9月議会で審議してきたところです。なぜこのように変更したのかは、御存じのように、地域活力基盤創造交付金は補助率が55%ですが、新しい道路建設には適用されず、既存道路の補修、改修に適用になっているため、当初、全く新しい町道をつくる計画から、既存町道本桜城の上線の延長道路新築になったわけであります。問題は、3月議会以降9月議会まで、住民説明、10区への説明がなされていない。このことを議会で質問し、担当課長が説明に赴いたという、3月から9月までのこの半年間の間、地元住民に説明がなかったことに混乱の原因があります。

2項目の、重要変更にもかかわらず、10区の総意として同意に関する文書は提出されていないというふうに書かれています。これは10区の中の問題でもあるというふうに理解します。当初、10区から陳情が出され、9月議会でこの問題追求され、大変遅く、資料も不十分でしたけども、9月に10区運営委員会に説明がなされました。それ以降の10区の中で総意形成、合意がとられたのかというのは、これは10区の中の問題でもあります。しかし、10区の運営委員会です承されたということは、ある意味、10区の総意として成立するのではないのかというふうにも私は思います。

最後の3項目の質問として、十分な回答をしていないため住民の理解を得ていないという意見、ここが私は一番最大のポイントだろうと思っています。神の浦ため池の環境を考える会の方は、1月7日、町長に要望書を提出され、1月14日、20日に町長に面会され、道路改良工事中止を求められました。1月23日の10区の運営委員会に出席され、要望の説明をさ

れ、10区全世帯にチラシの回覧もされています。1月29日には町長が回答を出され、それを受け取られています。2月2日に再度町長に質問書が提出され、そして2月15日に議会に請願書が出されたという経緯になっています。請願書が提出されるまでの経緯を見れば、町長と環境を考える会の方は数度交渉をされていますが、お互いの溝が埋まらなかったというふうに理解されます。

その埋まらなかった原因が、新設道路が地域住民に環境の変化をもたらすことへの配慮がなされていないというのが最大の原因だと思っています。新設道路が環境悪化、例えば粉じん、騒音問題、交通事故発生の問題、排水の問題、ごみ不法投棄の問題、抜け道としての迷惑問題などが地域住民に不安を与えるのは当然ですし、それに対する十分な施策を説明し、実施していかなければならないというのもまた当然のことです。だからといって、新設道路の明確な必要性がないとは言われたいのではないのかというふうに私は考えています。

私は、この請願を合同審査する中で、環境を考える会の代表の意見も聞くべきではないのかと意見を述べました。最終的に、平田議員、片山議員2名の紹介議員の意見で環境を考える会の真意は十分に伝わったと理解すると委員長の発言があり、採決をとることになりました。できることなら、請願書の中に、新設道路ができることにより地域住民の生活環境が悪化し、迷惑をこうむる、その点も配慮した計画にすべきだという理由を入れてほしかったと私個人は思っています。地域住民の不満、不安は当然あります。これに対して、執行部は真摯な対応をすべきだと私は思います。結果は連合審査会で不採択と決し、委員長報告に私も賛成しますが、今後とも地域住民の意見を聞く中で業務遂行をしていただくことを町執行部にお願いいたしまして、長くなりましたけども賛成討論にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

ただいま請願第1号について反対討論、賛成討論ございましたが、後藤議員、挙手ありますので、後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

3番議員の後藤新八でございます。神の浦ため池環境改善に関する「町道本桜・城の上線」新設道路の見直しについての請願不採択の委員会報告に対し、反対討論を行います。同僚議員とは少し違う立場で反対討論を行いますので、よろしく願い申し上げます。

私は、この請願審査に連合審査会の一員として真剣な議論や現場確認に参加した中で、最

も危惧しましたのは、この問題で地元10区の皆さんが大きく対立してしまうような状況になるのではということでありました。認定どおりに道路をつくるかつくらないかのイエスカノーの結論だけでは、地元の皆さんが全体で納得できる解決はできないのではないかというふうに思ったわけであります。

経過を確認すればするほど、確かに、2008年12月に町が陳情書にはない道路をつくと庁議決定してから、昨年9月に道路認定するまでの町執行部の地元への対応が不十分であったということについては明白であり、その点では手続に問題があったというふうに言わざるを得ません。しかしながら一方で、早期に埋め立てを望むのは10区の皆さんの総意でもあり、そのために必要不可欠な道路新設について、手続が問題だからすべて白紙に戻せと言えるような状況でないことも理解をしております。今、大事なことは、この請願を機会に地元の皆さんがお互いに話し合いを重ね、少しでも譲り合いができて埋め立てが実現する方法はないのかということでございます。そのための努力を執行部ももっと真剣にやるべきではないかと思えます。

当該請願書は新設道路の見直しを要求していただいております。中止を要求していません。地元の皆さんと町がお互いの立場や思いを尊重しながら、実現可能な道路の法線を見つけ出すのも見直すということではないでしょうか。したがって、見直しを求めているこの請願を否定することはできないという思いから、請願を不採択とする委員会報告に反対するものであります。

以上、反対討論とします。

議長（酒井恵明君）

ほかに討論される方。片山議員。さっきしたでしょ。（「今、賛成討論あったから反対するんですよ」と呼ぶ者あり）いやいや、ちょっと待ってください。（「いやいや、もう終わった」「何が終わったんですか」「反対討論」「まだもう一回反対討論、賛成があったからまた反対するんじゃないですか。賛成、それ有利になるじゃないですか。形ばかりじゃないですか」と呼ぶ者あり）

片山議員、討論は1回で……（「なぜ1回と書いてるんですか。どこに1回、賛成があって反対があり、反対があって賛成があって当然じゃないですか」「片山さん、これは議論じゃないんですよ。議論じゃないんです」「議論じゃない。討論してるんだよ」「議論する場じゃないですもん」「全然わかってないですよ、討論という意味が」「そっちがわかったら

んとはい」「そっちがわかったらんたい」「反対討論したんだから、はっきりしとつとでしよう、あなたの主張は。だから今さら何を……」と呼ぶ者あり)

最初に反対討論なさったでしょうが。(「しましたよ。でも、賛成が出たでしょ。それに対してまた反対討論するわけですよ。討論だったら当然あるでしょう、それが」「委員会報告に対してですよ」「委員会報告も同じです。もう一回念を押させてください」「委員会報告に対する反対、賛成討論なんですよ」と呼ぶ者あり)

片山議員、先ほどおたくも議員必携を例にとっておっしゃいました。議員必携の126ページ、討論の中にあります。討論1人1回の原則がありってちゃんとありますので、それは踏襲してください。(「いや、原則は、そこ読んできてますから承知してますよ。承知した上で申し上げてんですよ。私はこれでまた鳥飼さんからクレームがつくかなと思ったんですよ。要するに、憲法16条出しました。あれは損害をこうむったときに請願することができることになってるんです。ただ、これ予測であるというふうに私がとって憲法16条出したんです。法律をきちっと研究されてれば当然出てくる質問だと私は予測をしておりました。あくまで原則であって、何が本当かを我々は研究しなきゃいけない。論議しなきゃいけない」「委員会報告に対するですよ」と呼ぶ者あり)

議員必携を読んで臨んであるようですからおわかりと思いますが、討論にはお互いに賛否の意見を反復して行うことは絶対にできない、こう明記してありますので。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(酒井恵明君)

ないようですので、請願第1号を採決いたします。本件を総務常任委員会・産業環境常任委員会連合審査委員長報告どおり不採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(酒井恵明君)

起立多数と認めます。よって、請願第1号は不採択と決しました。

次に、請願第2号 基山町議会傍聴規則の改正についてに対する討論を行います。片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

請願第2号は傍聴規則の改正についてということでしたが、これも不採択にされました。

それに反対する者として委員長報告に反対をします。

不採択理由に、録音、撮影の利用目的が不明確であると報告されています。これは、委員会が十分に調査していないよと言ってることだと思うんですね。不明確であれば委員会は調査すべきであります。前にも論述したとおり、委員会とは調査をし、結論を導くのが本務であります。そのため、先ほど例も挙げましたけど、自治法の109条にちゃんと書いてあるんですね。参考人聴取という権限が与えられております。調査が不十分で結論に至ってると思います。議会の透明化、情報の開示が求められる現在、傍聴規則をフリーにするということが、今名前を書いて全部やってます。これに反対する方もおられます。これは、県の説明会のときにそう意見を述べた方もおられました。どんどん時代は変わってるんですね。ひとつ同僚議員の皆さんは、この請願の趣旨、目的を御賢察の上、正当な判断をいただくようお願いをして、反対討論を終わります。

議長（酒井恵明君）

賛成討論なさる方。重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

2番議員の重松です。基山町議会傍聴規則の改正について委員長報告に賛成の討論を行います。

まず、その前段、今回請願書が提出されました経緯を含め、私の意見を申し上げます。

請願の提出者、近松氏より、3件の議案、1件の陳情書が2月25日に議会に提出されました。その1週間前の1月17日に、請願5件、陳情1件の議会提出の旨が書かれた書類が私の家に郵送されてきました。その中に次のような文章が入っていました。それは、重松一徳様を初めすべての基山町議会議員の皆様へ郵送にて請願案をお送りさせていただきます。後日、改めて当方より御連絡をさせていただき、紹介議員として署名、押印をいただけるか御相談をさせていただきたいと考えていますという文章でした。私は、当然連絡があるものと思い、請願、陳情に対する私の意見も文章にして近松氏からの連絡を待っていましたが、ありませんでしたので、最終的に近松氏のポストに私の意見を投函いたしました。その後も連絡はありませんでした。

私ども議員は、プライベートのことや行政に関すること、さまざまな相談を、お願いを受けます。私は、できるだけ親身に相談に乗るようにはしていますし、文章での質問にはなるべく文章で答えるようにしています。私は議会の中で、言葉の重み、言動に対しての責任と

いうのを発言しますが、要請する側の責任、受けた側の責任も明らかにしておかないと、それが紛争の原因にもなると思うからです。近松氏はまちづくりに関する仕事もされていますし、言動に対しての責任を持った行動がまちづくりの基本であると思います。少し小言めいた言い方になりましたが、私ども議員は公人です。近松氏も、町の委託を受けながら職員研修やシンポジウムもされていますので、ある意味、公人だと思います。議会の中で発言することには甚だ問題があるかと思いますが、ぜひ理解していただきたいというふうに考えています。

さて、基山町議会傍聴規則の改正に関する請願についてですが、言われんとすることは理解します。また、重要な内容も含んでいます。基山町議会傍聴規則第9条の、特に議長の許可を得た場合はこの限りではないというのは、公共の新聞社やテレビ局などのマスコミの申請を指すものと思われます。現在、基山町議会は、議事録はすべて基山町のホームページで公開されています。しかし、例えば発言の取り消しや不適切発言の削除は行われており、議場で一言すべてが公開されているわけではありません。しかし、傍聴者による録音、ビデオ撮影は、すべて議員、執行部の発言として記録されます。私ども議員は、自分の発言、行動には責任を持たなければならないのは当然ですが、修正や発言取り消し、削除があるのもまた事実です。傍聴者の録音、写真撮影、ビデオ撮影が無断で修正されたり、悪意に活用されないような対応策が検討されない中で実行することは、大変問題が多過ぎます。現在、多くの自治体で議会をインターネットで放映していますが、その放映責任者は議長そして事務局長で、責任所在は明らかです。

また、この請願も含め3件の請願は、いずれも基本的には議会に情報公開を進める請願です。本来、情報公開の手段はほかにもあるわけですが、例えば議会だよりの充実や土曜、日曜日など休日議会、または夜間議会開催、そして何よりも議員個人個人の情報公開、情報発信などが請願には入っていません。今回、請願されていることは情報公開の手法であり、基山町議会の情報公開がどこまで進んでいて、どこに問題があり、どこを改善し、見直しをしていかなければならないのかという検討をする中で、議会改革は進んでいくものと理解しています。そのために議会改革特別委員会の設置も今回決まっています。

また、請願書以外に議会改革に関する陳情書も提出されています。陳情書については議会での議論がありませんので、この場で少し私の意見も述べさせていただきたいと思います。

この陳情書で議員定数を12名以下に削減と陳情され、その理由として、議員1人でも条例

改正ができるようにするためと理由を書かれています。私は、全く議会運営を理解されていないのではないのかというふうに思っています。平成12年に議員の議案提出、修正動議の議案の要件が議員定数の8分の1から12分の1に緩和されました。基山町議会の定数が14名で、2名削減すれば1人でも提出できるという論理は、稚拙と言う以外にありません。議会は、住民の直接選挙で選ばれた議員で構成されています。主義、主張も違います。当然、会派も違います。私も1人会派ですが、自分の意見を議会の中で賛成をもらうためには、説明をし、理解してもらい、賛同者になってもらう、その過程も私は議会活動であり、議会そのものだと思っています。

基山町議会の定数は、昭和22年の第17回選挙では22名でした。昭和30年から定数16名になり、そして前回、平成19年第32回選挙から定数14名になりました。この12分の1条項は、地方議会にかかわる自治法112条の2で規定されています。もし、この請願理由に正当性があるとすれば、あらゆる地方議会に適用しなければなりません。私は、定数削減の賛否をこの場で問題にしてるのではなく、その理由を問題にしています。

また、議員報酬を執行機関の課長職と同等額にと陳情され、その理由を、今の議員報酬では若い世代が議員として活動することが難しいからと書かれています。本当にそうでしょうか。いろんな議会の方や議員の方とも個人的に面識がありますが、若い方が議員に挑戦し、議会で活躍されています。基山町の議員報酬、月255千円は、平均よりも高いほうであります。課長職と同等額という陳情が町民に受け入れられるとは、とても私は思いません。問題は、基山町議会が魅力ある開かれた議会になる努力と、若い世代が政治に、町政に果敢に参加してもらう機運をいかに高めるのかにあると思っています。

以上、請願書から離れた部分についても意見を申し上げましたが、今後の議会改革では当然検討していかなければならない課題にもなるわけですが、議会のあり方として基山町議会のどこに問題があり、現在の基山町議会の位置づけも問われる内容であるだけに、今回の請願に対しては不採択とする委員長の報告に賛同いたします。

以上です。

議長（酒井恵明君）

請願第2号に対する反対討論、賛成討論が終わりました。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

請願第2号を採決します。本案を議会運営委員長報告どおりに不採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、請願第2号は不採択と決しました。

次に、請願第3号 インターネットを活用した情報公開についてに対する討論を行います。まず、反対討論。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

請願第3号の不採択に反対する討論をさせていただきます。

不採択理由として、技術的措置、財政措置、人的措置が不可欠で検討が必要であると報告されています。検討が必要であれば、調査、検討されればよいのであります。これも委員会が十分に調査をしてないと。調査しないで結論を出していると、こういうことだろうと思うんですね。ちょっと付言をさせていただくなら、技術的措置、財政措置、人的措置というふうに言われておりますが、議会には既にビデオカメラが設置をされております。パソコンも議会にはあるわけですね。あとサーバーがあればよろしいわけです。さらに望めば、委員会まで中継できるように移動用のカメラがあるとか、大して財政措置はかからない。技術的にもほとんど問題はありませんし、もし委員の中にこういう知識をお持ちの方があれば当然わかる話ですし、委員会が調査すればすぐわかるわけです。要するに、調査、審議が十分に尽くされたとは言えないと、このように考えるわけです。

やはり時代の流れといえますか、あるいは住民の意見、議会は住民の代表だと言われるわけです。皆さんもそうおっしゃいます。その住民から意見があった事項は真摯に調査をし、検討し、前に向かって進んでいかないと、私は非常にぐあいが悪いんじゃないかと、こういうふうに考えて、今回の不採択というのに反対をする意見を述べさせていただきました。

以上です。

議長（酒井恵明君）

反対討論がありましたので、賛成討論を求めます。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

4番議員の鳥飼でございます。請願第3号につきまして、インターネットを活用した情報

公開についての請願に対して不採択との議会運営委員長報告がありました。私は委員会の不採択の決定に対し、賛成の立場で討論いたします。

請願要旨の、インターネットを活用し、本議会及び委員会の映像、放映などの議会活動に関する情報公開を実現するようとの請願の趣旨でございます。現在、本町における議会活動報告については、本議会の審議状況を庁舎1階のテレビで放映しております。また、定例会ごとに各家庭に議会だよりを発行するとともに、議会の議事録や議会活動状況を基山町のホームページによりインターネットで配信している状況でございます。請願要旨の、インターネットによる本会議、各種委員会のリアルタイムによる映像放映を求められておりますが、現時点での実現には、町内でのインターネットの利用状況、リアルタイムの映像のための人的、財政上の問題等を含め、クリアしなければならない課題が多くあり、現時点での導入には困難であると考えてます。しかしながら、今後の課題といたしましては、議会の情報公開には必要なツールであることは認識しており、今議会で設置されました基山町議会改革特別委員会において十分検討されるものと思っております。

なお、私の考えをもう一つ述べさせていただきます。

この請願の趣旨が議会の情報公開という、議会の内部事務といえますか、議会内の事務の問題でありまして、これが憲法第16条で言う損害の救済、公務員の罷免、法律等の制定、改廃、その他の事項に対する請願には私は当たらないと考えておりまして、今回の請願に対する紹介議員にもなっておりません。

以上の考えにより、私はこの請願に対する議会運営委員会の不採択の決定に賛成するものでございます。

以上で私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

請願第3号を採決いたします。本件を議会運営委員長報告どおりに不採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、請願第3号は不採択と決しました。

次に、請願第4号 基山町議会報告会についてに対する討論を行います。

まず、反対討論から行います。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

毎回反対をさせていただいて恐縮なんですけども、大事なことでありますので反対討論させていただきます。

これはもう理由は前にも述べておりますので、第2号、第3号、第4号を総括して言えることなんですけども、議会で具体的に検討すべきということが入っております。また、この請願を審査する前に、議会改革特別委員会を議長の諮問に応じて議会運営委員会は設置をされたわけですね。そして、その後に請願の審議がされたわけなんですけども、論理的に言えば、全部採択をして議会改革運営委員会でさらに深く調査、検討すればいいわけだと思うんですけども、ここで不採択にするということは、議会検討委員会でこの事項は入っているとおっしゃるけども、否定することになる。そこに非常に矛盾がある、無理がある。

これ反対にもいるんな、鳥飼議員のおっしゃったように16条という問題もあると思います。当たらないという問題もあると思いますが、議会改革をこれからしなければいけない。議会の透明化が求められる。ガバメントじゃなくてガバナンスで進んでいく世の時代に、やはり我々は真剣にこれを検討しなきゃいけない。そうすると、これは当然採択をして、その前に、請願を審査する前に議会改革検討委員会をつくったわけですから、そこでさらにやればいい話なんです。それをあえて不採択にするってのは、どうも私には、私の頭では理解できない。これは、より問うてみたいと思うんですけども、やはりこれは非常に大事なことです。ぜひ、こういう時世の流れ、それから議会改革委員会を設定しながらこれを不採択したという論理性の一貫性の欠如、これあたりをしっかりと御検討いただきまして、湖水明水の心境で御判断いただくようお願いをいたしまして、反対討論を終わります。

議長（酒井恵明君）

ただいま議会運営委員長報告の不採択に対する反対討論がございました。賛成討論される方。後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

3番議員の後藤信八でございます。基山町議会報告会に関する請願書を不採択とする議会

運営委員会報告に対する賛成討論を行います。

地方分権の流れの中で地方自治の自主自立がさらに加速すると予測される中で、基山町においても行政の執行を監視する立場としての議会の役割はますます重要になると思っております。その議会は、住民の直接選挙で信託を受けた議員を構成員とする意思決定機関であり、議会の意思とは各議員の意思決定の結果であります。そして、この意思決定は、それぞれの立場で住民から信託を受けている議員の信条や思い、知識や経験、そして最も大事なみずからが集めた情報などをぶつけ合って、最後は民主主義のルールに乗って多数決でできる意思であります。したがって、同じ意思決定でも、その中身は、それぞれの議員が違う思いの中で行うものも現実には大変多くあります。この観点から私は、請願書にあります議会報告会は本質的に無理があるのではないかと個人的に思っております。

議員個人ではなくて、行政の監視機関であるべき議会として、監視の結果や状況について後で町民へ報告会を行うということは、議会の意思決定のよしあしをも問うことにもなるというふうに思います。例えば、例えばが極端ではありますが、裁判所が裁判の結果のよしあしについて後で報告会を行うのと同じような意味になるのではないかというふうに、大変危惧の念を持っております。大事なことは、意思決定するまでに各議員自身が議決事件に対し、調査や研究、生の情報、現場確認などをいかに十分な準備のもとで臨むかであると思っております。この請願内容にある議会報告会は、議会、議員の本来の役割、責務は何かという視点において慎重に議論すべき内容だというふうに思っております。

以上の理由により、私は請願書を不採択にする委員会決定に賛成するものであります。

なお、請願書にあります開かれた議会の取り組みにつきましては、基山町議会としても休日議会や情報公開のあり方など、さらに進めていく必要があると認識しております。住民に直接選挙で信託されている以上、議会改革は議員みずからの意思に基づいて行うべきというふうに考えております。今議会で設置されました議会改革特別委員会で真剣な議論がされることを強く要望して、請願不採択の賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

ただいまそれぞれに、議会運営委員長報告の請願に対する不採択と決したことに対する反対討論、賛成討論が終わりました。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

これにて討論を終わり、請願第4号を採決します。本件を議会運営委員長報告どおり不採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、請願第4号は不採択と決しました。

日程第6 所管事務等の調査について

議長（酒井恵明君）

日程第6．所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務、文教厚生、産業環境常任委員長及び議会運営委員長より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

以上をもちまして平成22年第2回定例会を閉会とします。

～午後2時50分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒井 恵 明

基山町議会議員 重 松 一 徳

基山町議会議員 後 藤 信 八